

2025年4月吉日

関係各位

(一社) 薬学教育協議会  
病院・薬局実務実習 北陸地区調整機構  
委員長 石川 和宏  
(公印省略)  
共催 (一社) 薬学教育協議会  
登録番号 T8-0110-0500-1594

認定実務実習指導薬剤師養成講習 (①, ②, ③)、ならびに更新講習 (④)  
開催のお知らせ

平素より薬学教育にご協力賜りまして誠にありがとうございます。  
標記養成講習、ならびに更新講習を下記のとおり行いますのでご案内いたします。

養成講習、更新講習の受講の必要な方で受講希望者は、2025年5月20日(火)までに申し込み専用  
フォーム (QR コードにて読み込み可) にてお申し込み下さいますようお願いいたします。

資料準備の都合上、締め切り日厳守とさせていただきます。

特に、第30回ワークショップ参加者で標記養成講習 (①, ②, ③) 未受講の方々の積極的なご参加を  
お待ちしております。

記

開催日：2025年6月15日(日)

区分	講習内容	時間
養成講習	①：薬剤師の理念 ②：薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン ③：学生の指導 (法的問題)、学生の指導 (薬局関係) 及び学生の指導 (病院関係)	13:00~17:00 (成果報告書作成 時間を含む) (集合 12:50)
更新講習	④：薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン (内容は②と同じ。)	14:00~15:00 (集合 13:50)

会場：北陸大学太陽が丘キャンパス (石川県金沢市太陽が丘 1-1)

受講料：1,100円 (税込み (10%)) ; 資料代を含む 両講習とも同額) 当日集金

受講資格：講習区分により資格が異なりますので、ご留意下さい。\*申し込み専用フォーム内に記載  
の参加申込書に記入いただくと、受講資格を満たしているか否かの確認も可能です。

※会場が北陸大学薬学キャンパスではありませんので、お間違いのないようお願いいたします。

\*受講資格を満たさずに受講した場合の返金はお受けいたしかねますし、受講自体も無効となります。

【申し込み専用フォーム】 <https://forms.gle/DqEq5ZUiKhbxrdoC8> (右下の QR コードからもアクセス可)

【申請等問い合わせ先】 北陸地区調整機構事務局 (担当 高野) TEL 076-229-6239

E-mail [kyokuchou@hokuriku-chousei.org](mailto:kyokuchou@hokuriku-chousei.org)

次ページ以降の  
「養成研修\_受講のポイント」  
もよくご確認願います。



本紙の内容は、全て「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」に記載されている内容を抜粋し、分かりやすくしたものです。  
必ず「[認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領](#)」を併せてご確認ください。

以下の受講資格を満たさずに受講してしまい、  
認定申請をされても認定不可となってしまう方がいらっしゃいます。  
くれぐれも事前にご確認ください。

## 講習会とワークショップの受講資格は 3つです！

<受講資格> ★①～③全てを満たして受講してください。それ以外は、無効となります★

1

6年制卒→**薬剤師実務**※1 経験が**3年以上**あること※2  
4年制卒→**薬剤師実務**経験が**5年以上**あること

実施要領 5-①

2

**薬剤師実務**経験が、**受講する時点において継続して3年以上**※3,4 であること

実施要領 5-②

3

現に**病院又は薬局**※5 に勤務していること

実施要領 5-②

チェックポイントは**5**つです！

受講資格にある※1～5について、  
以下の※1～5を確認してくださいね。



### チェック

#### ※1

1

6年制卒→**薬剤師実務**※1 経験が**3年以上**あること※2  
4年制卒→**薬剤師実務**経験が**5年以上**あること

本認定制度における「**薬剤師実務**」とは、

- ・ 薬剤師名簿への登録年月日以降、
- ・ 病院又は薬局で
- ・ 勤務時間数が1週間当たり**3日以上かつ20時間以上**

を全て満たしている状態のことを言います。

#### ※2

6年制卒の方は、**薬剤師実務**経験が**3年以上**で講習会とワークショップを受講できますが、**薬剤師実務**経験が**5年以上**となってからでなければ新規認定申請（手続き）は出来ませんので、  
ご注意ください。

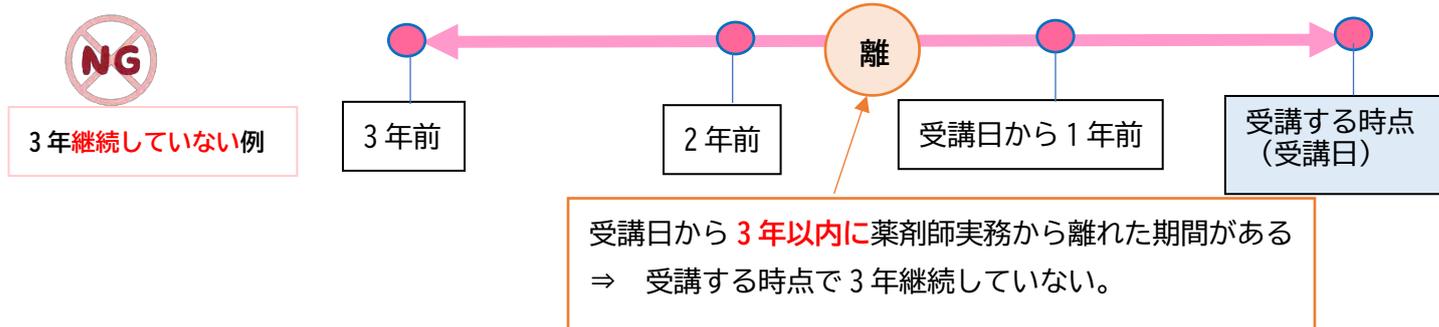
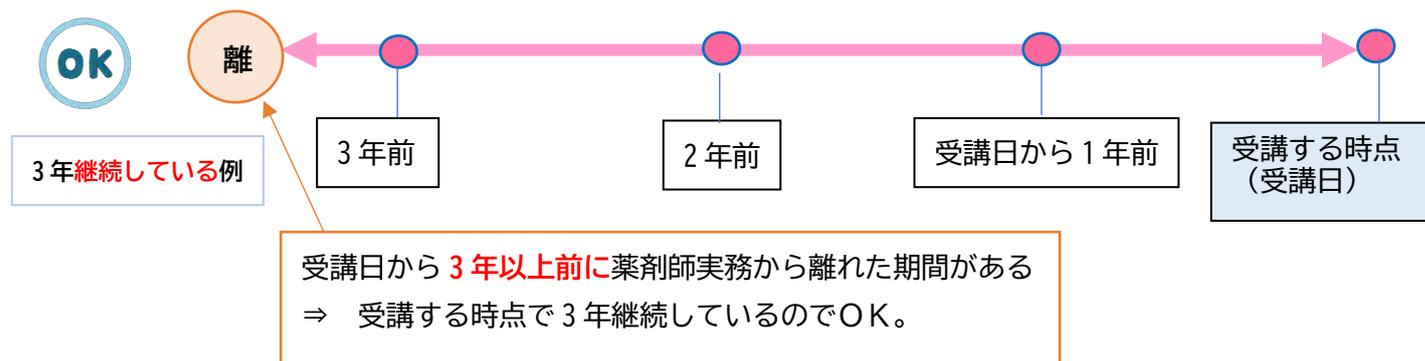
～次ページへ続く～

## ※3

②

薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上※3,4であること

「薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上であること」とは、過去のいずれかで継続して3年以上の薬剤師実務経験があればよいという意味ではありません。受講日から遡って、継続して3年以上ということです。



## ※4

理由は問わず、病院又は薬局での薬剤師実務から離れた場合は、「継続している」とはみなされません。



女性の産前産後休業、育児休業、男性の育児休業、また、病気療養や介護、海外留学や転職活動、薬局の開設準備の他、申請者自身の意向によらない事由（家族の転勤や介護、会社の意向による本社勤務等）などの理由は問わず「継続しているか」が要件です。

学生指導の観点からこのように「継続性」を重視した受講資格となっています。

～次ページへ続く～

※5

3

現に病院又は薬局※5に勤務していること



実習生を受け入れる可能性のある施設、指導できる環境において薬剤師実務に従事していることを重視し、1週間当たり3日以上かつ20時間以上「病院又は薬局に勤務」という条件になっています。そのため、クリニックや診療所、老人保健施設、本社・本部勤務等は受入施設にはなれませんので、「病院又は薬局に勤務している」とは判断されません。

なお、「現に」は ② で言う「受講する時点において」と同じ意味です。

<その他の確認事項>

- 講習会の受講証／ワークショップの修了証 の有効期限 ⇒ 6年間  
(研修終了日が2018年4月1日以降のものに限ります。)

認定実務実習指導薬剤師は、薬剤師の自己研鑽のものではなく  
薬学生の実習を指導するための認定です。  
どうか、ご理解のほどお願い申し上げます。

よろしくお願ひします

